

# 日本におけるバナナの輸入自由化までの道

The Road to the Liberalization of Banana Imports in Japan

北西 功一\*

KITANISHI Koichi

**【要旨】** 本稿では、1960年代の日本におけるバナナの輸入自由化の経緯について紹介する。

戦前には台湾からのバナナの移入（日本統治下であったため）が盛んになったが、戦争によって移入が激減し、戦後は外貨不足で輸入量が制限されることとなった。1960年代にバナナの輸入自由化に向けて動き出したが、それは平坦な道ではなかった。バナナの輸入自由化の停滞や混乱が起きた原因は、国際的な圧力のもとで輸入自由化を進め、関税を下げたい大蔵省と、国産果実、特にリンゴ産業を輸入バナナから保護するために自由化を阻止し、関税をできるだけ高く設定したい国産果実生産者および彼らと関係の深い政治家の間の政治的な争いであった。その両者の妥協の結果、バナナの輸入自由化の実施と関税率の設定が行われることになった。その流れを、特に「貿易と関税」という日本関税協会が発行している月刊誌の記事や論文を中心に分析する。この雑誌には大蔵省の官僚が多数記事を書いており、当時の大蔵省のバナナの輸入と国産果実産業のあるべき姿についての考えも紹介する。

**【キーワード】** バナナ, 輸入自由化, 関税, 大蔵省, 国産果実

## 1. はじめに

バナナは現在の日本において最も食べられている身近な果物である。国内で栽培される果物の出荷量とバナナの輸入量を比べると、2023年度のミカンのお荷量が61,7100トン、リンゴのお荷量が548,600トンである（e-Stat、作物統計調査、令和5年度果樹生産出荷統計）のに対して、バナナの輸入量は1,043,328トン（財務省貿易統計ウェブサイト、2023年度）と、バナナがミカンやリンゴより多く消費されている。また、価格の面からもバナナはお手頃で、2025年3月10日～12日までの全国平均小売価格では、リンゴが873円/kg、ミカンが1,114円/kgであるのに対し、バナナは388円/kgである（大臣官房政策課食料安全保障室ウェブサイト）。

ただし、バナナの輸入の仕組みは歴史的に変遷してきた。例えば、昔、バナナの値段は高かった、といった話を聞いたことがある人は多いだろう。また、以前は台湾から多くのバナナが輸入されていたが、現在はフィリピンから輸入されるバナナが最も多いということを知っている人も

---

\* 山口大学国際総合科学部、ひと・まち未来共創学環 kitanisi@yamaguchi-u.ac.jp

いるだろう。

これまで日本のバナナの輸入に関していくつか研究が行われている。もっとも有名なものは1982年に出版された鶴見良行氏の「バナナと日本人」であろう。この本には日本のバナナの輸入の歴史や植物としてのバナナの紹介もあるが、主要な論点はフィリピンのミンダナオ島におけるバナナ多国籍企業の進出とそれに伴う現地の農民の生活の変化、多国籍企業によるバナナの日本への輸出の拡大と日本のバナナの流通への影響といった点で、この視点からの研究は、中村(2005)などに受け継がれている。また、戦前の台湾からのバナナの移入についての研究(松浦, 2016 など)や日本のバナナの輸入自由化の時期における台湾バナナや日本のバナナ市場の研究(陳栄松による一連の研究、陳(1971)など)も存在する。

一方で、日本のバナナの輸入を通史的にまとめたものは高木和也氏の「バナナ輸入沿革史」、「続・バナナ輸入沿革史」などがあるものの、この本の出版は1967年と1975年でかなり古い。また、日本バナナ輸入組合広報室が運営するウェブサイト「バナナ大学」の「バナナの歴史」の項目に日本のバナナの輸入の歴史についての記載があり、これは貴重な情報であるが、かなり簡略化されており、また1970年代までの歴史で終わっている。

本稿では1960年代の日本におけるバナナの輸入自由化の時期を中心に取り上げる。日本のバナナの輸入自由化はときに延期され、約束された関税の引き下げが行われなかったりするなど、停滞と混乱が見られた。ここではその経緯を対立関係にあった大蔵省と国産果実業界の間の政治的な争いという視点から分析をする。ただし、その理解のために日本にバナナが商業的に輸入(もしくは日本統治下の台湾からの移入)され始めた時期から1950年代までのバナナ貿易の歴史も簡単に紹介する。

本稿で取り上げるバナナの輸入自由化についての主な情報源は「貿易と関税」という月刊誌で、この雑誌の主張は基本的に大蔵省の意見を表していると考えられる。当時、この雑誌に署名入りで寄稿している人には大学の教員もいるが、大蔵省関税局の官僚がかなりの割合を占めている。また、この雑誌は日本関税協会が発行しているが、現在の日本関税協会の理事長あいさつには「当協会は、我が国の関税政策及び関税制度の確立に積極的に協力するとともに、税関行政の円滑・適正な運営に寄与することを目的として1949年(昭和24年)10月に「財団法人日本関税協会」が設立されました。」とある(日本関税協会・理事長あいさつウェブサイト)。また、現在の理事長である木村幸俊氏は関税局長や国税庁長官を務めていた人物である(ウィキペディア・木村幸俊)。バナナの輸入自由化における政治的な争いの当事者の一方であった大蔵省がどのように考えていたのかをこの雑誌を通して読み取ってみたい。

## 2. 日本のバナナの輸入の始まりから戦前・戦中まで

ネット上で検索をするとバナナを初めて食べた日本人は織田信長であるという説が散見されるが(例えば、ウェブサイト「株式会社河野商店: バナナを初めて食べた日本人は、織田信長らしい…」)、その説の真偽はさておいて、身分の高い人へ献上する珍奇な食べ物としてではなく、商品としてバナナが初めて日本にやってきたのは1903年(明治36年)のことらしい。鶴見(1982: 1)によると、1903年に台湾の基隆(キールン)の芭蕉商であった都島金次郎が日本郵船の西京

丸に篠竹製の魚かごに詰めて7籠を神戸に送ったという。一方で、バナナ大学のウェブサイトには、台湾航路の貨客船・恒春丸（大阪商船）の船員が、基隆港から神戸港に向け、7かごのバナナ（当時は1かごあたり10.8kg入り）を積み込んで出港した、という説明があり、船名は異なるが他は類似している。松浦（2016:26）によると、1930年10月に臺灣総督府殖産局が発行した「臺灣の芭蕉産業」の沿革に「本島芭蕉實の内地移出は明治三十六年基隆の商人が神戸に移出してを嚆矢とす」という記載がある。これらから少なくとも1903年に基隆から神戸に商人によってバナナが持ってこられたという話が広まっていたことは事実のようである。ただし、当時の台湾は日本統治下にあり、厳密に言えば輸入ではなく移入である。

高木（1967:17-18）と貿易と関税（1965:57）によると、台湾バナナが日本に商業用バナナとして大量に移入されるようになったのは1908年以降で、その後、台湾バナナは日本に普及し、1937年には約14万トンが移入され、戦前で最大となる。大量に移入された時期には、バナナは安くてうまい大衆の果実として一般消費者に愛されたという。しかし、1944年には戦争の影響でバナナの移入は855トンまで激減し、庶民には高級品となった。

戦前の日本で海外からのバナナの輸入もしくは移入が台湾バナナに集中した理由は、バナナの高い関税率である。岡（1965:15）によると、バナナに関税が設定されたのは、1911年7月17日に日本が関税自主権を完全に回復したときである。バナナ関税の基本税率は従量税で100斤（1斤=600グラム）につき4円であった。当時の輸入価格から換算すると従価で30%に相当したという。さらに関東大震災直後の1924年7月、国民の奢侈をいましめ、輸入の抑制をはかるために「贅沢品等の輸入税ニ関スル法律」が制定され、バナナに対して従価で100%という高率の関税が課されることになった。これにより、外国産バナナの輸入は阻害され、台湾からの無税での移入がバナナ貿易を独占することとなった。

### 3. 戦後の輸入制限を伴ったバナナの輸入再開

終戦に伴い、バナナの輸入は停止される。終戦直後に店頭でバナナがみられたが、それは進駐軍向けに輸出されたバナナの中での進駐軍に納められなかった不良品が流れたものであった（貿易と関税, 1965: 57-58）。

戦後、バナナが正式に輸入されるようになったのは、1950年7月に日本と台湾政府の間で通商協定が結ばれてからのことである。台湾が日本統治ではなくなったことで、バナナは移入から輸入に変わり、外貨を支払って、輸入手続きを踏まなければ輸入できなくなった。当時は外貨が乏しく、外貨割り当て物資として輸入金額を制限されることになった。1950年の輸入量は6500トンで、戦前の最盛期の約14万トンと比べるとかなり少ない。一方、関税は1951年の関税自主権の回復を目的とする全面改正で、戦前の100%から20%へと5分の1になった。この大幅な引き下げは、進駐軍のバナナは贅沢品ではないという考えに従って関税を改正したからと考えられるという（岡, 1965: 15; 貿易と関税, 1965: 57-58）。

バナナの輸入量は外貨の割り当ての増加に伴って次第に増えるものの（1950年は前述、1952年は4万トン、1962年には8万2000トン（貿易と関税, 1965: 58））、供給が需要を大きく下回ったままで、バナナは庶民には無縁の高級品となった。さらに、低関税も相まってバナナの輸入の

割り当てを受けた業者が大きな利益を得ることとなった（岡, 1965: 15）。「ガラポン屋」という商売が生まれ、手回しのガラポンでの抽選に当たれば、輸入の権利を得て大儲けできたという（鶴見, 1982: 5）。このため、1956年6月5日に「特定物資輸入臨時措置法」が施行された。これはバナナの輸入制限による過剰な利益を吸収するために輸入業者から関税とは別に輸入差益金を徴収するもので、73.2%から125.5%というかなり高率だった。実際は、これに加えて20%の関税がかかっていた。ただし、これでもバナナの輸入割り当てを受けた業者は利益をだしており、それほどバナナは消費者にとって高級品だった（岡, 1965: 19）。

#### 4. バナナの輸入自由化へ

日本は、戦後の経済成長の結果、貿易の自由化を国際社会から迫られることとなった。IMFとの交渉において、貿易自由化計画を大幅に繰り上げざるを得ない情勢に追い込まれ、1961年9月26日の関係閣僚会議において貿易為替自由化促進計画を決定した。これは1962年10月までに自由化率を90%にするというものである（渡辺, 1962: 34）。

自由化を控えて関税率審議会の調査部会は1961年10月19日から検討に入り、11月2日の調査部会ではバナナの関税は現行の20%を50%（ただし、これは暫定税率で、基本税率は30%）に引き上げるが、輸入自由化に伴い輸入差益金を廃止することとなった。バナナの関税を引き上げたのは輸入差益金の廃止に伴い実質的な関税率が劇的に下がることを防ぐためであり、影響が徐々に国内市場に及ぶように、1963年10月には40%、1964年10月には30%と関税率を段階的に引き下げる（暫定税率の引き下げと廃止）という計画が立てられた（貿易と関税, 1961: 62）。

バナナの輸入自由化は当初は1962年4月1日から実施される予定であったが、主としてバナナ輸入業者の強い反対で実現せず、半年後の1962年10月に延期された（渡辺, 1962: 37）。バナナ輸入業者が自由化に反対した理由について参考にした文献に記載はないが、輸入割り当てによって業者が、生産者と消費者を置き去りにして、大きな利益を得ていたことが要因なのかもしれない。

しかし、1962年10月のバナナの輸入自由化は再び見送りとなった。貿易と関税（1962: 37）によると、農林省では、台湾のコレラ騒ぎ<sup>1</sup>がおさまって、台湾バナナの輸入再開も間近いため、台湾への義理も立つので輸入自由化を考えていたが、次期首相候補と目される政界有力筋から横やりが入ったという。

1962年度のバナナの関税率はとても複雑で、混乱していた。それはバナナの輸入自由化が延期になった一方で、1962年6月4日に特定物資輸入臨時措置法が失効し、輸入差益金は予定通り廃止されたためである。まず、1962年4月から6月4日までは基本税率が30%で輸入差益金が80%、6月5日からは暫定税率が50%で輸入差益金は廃止となった。しかし、1962年12月31日までに輸入されたバナナはすべて臨時措置法の失効前に差益金を納めており、関税暫定措置法の附則によって改正前の20%の税率が適応され、輸入差益金と合わせて実質的な関税率は100%であった。また、1963年1月から3月末までの期間は、暫定税率50%が適用され、かつ輸入差益金は30%に減らされており実質的には80%の関税率であった。さらにこの時期の輸入差益金はジェットロへの寄付金として納付されている（岡, 1965: 20）。

バナナの輸入自由化が実現したのは1963年4月のことである。ただし、ここでもひと悶着起きている。それは自由化に反対する国内の意見が強かったことによる。反対の理由は輸入自由化でバナナの輸入が急増して価格が下がることにより、競合する国産果実、特にリンゴに悪影響を及ぼすということであった。そのため、1962年12月に関税率審議会で議論された案は、1963年4月からの自由化のために再び関税率の改正を行い、基本税率を50%とし、1963年度は暫定税率を70%、1964年度には同じく60%、1965年度以降は基本税率を適用するというものであった。関税率審議会ではバナナの輸入自由化が国産果実にそれほど悪影響があるとは思えない、また影響があった場合は事後的に措置をすればよいので、元の家（基本税率30%、暫定税率50%）のままで問題ないといった反対意見があったものの、1963年4月の自由化を条件としてこの案に決定した（貿易と関税, 1963a: 26-27）。

1963年4月にバナナの輸入自由化は実現したものの、1964年に暫定税率を下げ1965年に廃止するという約束は実現されなかった。大蔵省関税局の岩本氏の書いた1964年4月からの関税の改正に関する関税率審議会答申の報告では、バナナは審議会の審議対象品目とされていたが、審議、決定が保留されたとしている（岩本, 1964: 35）。また、1965年5月に「貿易と関税」に掲載されている岡茂男氏（当時武蔵大学教授）の論文では、そもそも自由化に伴って70%という高い暫定税率が設定されたことと、1963年度だけに適用される70%の暫定税率が1965年度まで据え置かれていることの両方に批判的で、関税率審議会が引き下げの実行を強く要望したにもかかわらず、その答申が無視されて実行されなかったことは、異常な措置で、問題を将来に残すことになることと警告している。さらにこうした関税政策の混乱をもたらしたのは、国内果実産業に対する保護の要求であると述べている（岡, 1965: 20）。

結局、バナナの関税率の引き下げは先延ばしとなり、ようやく1967年4月から暫定税率が65%、1968年4月から60%と、以前の想定よりも半分の引き下げにとどまった。

##### 5. バナナの輸入自由化に伴うバナナの輸入量や価格の変化

ここではバナナの輸入自由化がバナナ貿易にどのような影響を与えたのかを見ていく。ただし、分析は自由化の直前と直後、1960～65年の間に限ることとする。

表1 1960～1965年までの日本のバナナの輸入量（トン）

1960年	42,387
1961年	74,030
1962年	82,598
1963年	255,648
1964年	351,847
1965年	357,610

出典：1960～1964年は貿易と関税（1965: 57）、1965年はFAOSTAT。

日本のバナナの輸入量は、自由化前から徐々に増えていたものの、1963年の自由化とともに急

激に増えたことがわかる（表 1）。1963 年の急激な増加はエクアドルからの輸入によるものであり、台湾からの輸入量はあまり変化していない（鶴見, 1982: 7 の図 1）。台湾の対日供給力は 300 万カゴ（1 カゴ 45kg で 13 万 5000 トン）が限界とみられていた。しかし、エクアドル産バナナが日本に大量に進出したことを受けて台湾政府はバナナの増産に本腰を入れ、翌年の 1964 年は 18 万 6909 トンを台湾から輸入しており、エクアドルからの輸入（16 万 554 トン）を上回った（貿易と関税, 1965: 57）。以降の状況を簡単に説明すると、台湾からの輸入は 1969 年まで 30 万トンを超えるが、1970 年には再びエクアドル産バナナが台湾産バナナの輸入量を超える。しかし、そのころからフィリピン産のバナナの輸入量が急増し、1973 年にはエクアドル産を超えて最大のシェアとなり（鶴見, 1982: 6-8）、現在に至っている（FAOSTAT）。

輸入自由化後のバナナ業界は混乱していた。自由化以降、全国に約 2000 の業者が乱立した（貿易と関税, 1965: 58）。自由化以前のバナナの輸入は儲かる事業だったということが影響しているのだろう。台湾のバナナの輸出は台湾政府が業者に輸出割り当てをしており、その割当を得るために多くの業者が台湾に渡航し、過当競争を起こしていた。そのため、通産省では業界の輸入秩序を正常化する目的で、バナナ輸入業者の大手 8 団体を中心に輸出入取引法に基づく輸入組合の結成を進めてきた。しかし、輸入組合を一本化することはできず、3 つの組合に分裂してしまった。輸出入取引法では一品目一組合しか認めていないので、通産省は一本化の働きかけを行った。さらに、通産省は混乱を鎮めるため、自由化されたにもかかわらず、1965 年 7 月 16 日から一時的に輸入割り当てを実施した。これには各方面から、事実上自由化を中止したこととなり、政府の自由化政策の失敗であるという批判が強かったという（貿易と関税, 1965: 58-59）。この記事には各方面という形でどこからの批判かは濁しているが、自由化に反対する国産果実業界やそれと関係する政治家などであったろうと思われる。

## 6. バナナとリンゴの関係

これまで見てきたように、バナナの輸入自由化に対する反対意見は、バナナの輸入自由化に伴い、安いバナナが大量に輸入されることで、競争相手である国産果実、特にリンゴの価格が低下し、国産果実生産者に悪影響を及ぼすのではないかというものであった。ただし、実際にバナナの輸入自由化が国産果実生産者に直接的に悪影響を与えたかどうかを評価することは難しい。ここでは、月刊誌「貿易と関税」の記事や論文に基づいて、この問題について誰がどのような意見を主張していたのかということについて取り上げることにする。

自由化が始まった 1963 年の 4 月号の「貿易と関税」の記事では、バナナは差益金が徴収されるほどもうかっていたので多くの商社が輸入するのは明らかで、いろんな国のバナナが市場にあふれ、高級果物であったバナナが安く手に入るようになると予想している。また、1961 年にバナナの輸入が増えたことでリンゴや夏ミカンが打撃を受けたことも引き合いに出している。一方、欧州共同市場でバナナを自由化したときにオランダから苦情が出たが、結局はリンゴの消費量も増えたという例を挙げ、それほど影響しないという予想もしている。バナナが安くなるとリンゴも安くしないといけなくなるが、そうするとバナナとリンゴともに需要が増え、果物の消費が伸びると考えている（貿易と関税 1963b: 41-42）。この記事の立場は、バナナの輸入自由化は避け

ることのできない国際的な要請であるというものである。その前提に立って、バナナの自由化を契機として日本の青果産業の合理化を期待しているというのが結論である。

同じく、1963年8月の「貿易と関税」の記事では、バナナの輸入自由化直前までのミカンとリンゴの生産量や価格をバナナの輸入量や価格と比較している。戦前のバナナの輸入の最盛期である1934～1936年には果実のシェアはミカンが27%、リンゴが11%、バナナが9%で、バナナのシェアもかなりあったが、1962年にはミカンが27%、リンゴが30%、バナナが2%でリンゴがかなり増加し、バナナは輸入制限のためかなり下がっている。一方、価格は、1934～1936年で1kg当たりミカンが14銭2厘、リンゴが16銭7厘、バナナが13銭7厘で大きな差はないが、1962年はミカンが87円、リンゴが57円、バナナが167円で、リンゴが安くなり、バナナが高くなっている。輸入自由化によって、バナナの輸入量が増え、価格も1本25円から15円くらいに下がると、リンゴからバナナに手が伸びる消費者が増えるだろうと予想している。リンゴ栽培業者は増殖による増産よりも単位面積当たりの収量の上昇による増産、優良品種への切り替え、労働生産性の向上によるコストカットで、リンゴの価格低下に対応しようとしていると分析している（貿易と関税 1963c: 43-44）。

ここであげた二つの記事はバナナの自由化の開始直後のもので、まだ自由化によってどのような影響が出たのかという分析はなされておらず、あくまでも予想である。この二つの記事の論調はほぼ同じで、バナナの自由化は国際的な要請として当然行うべきことで、国産果実の価格に影響があるかもしれないが、それは国産果実、特にリンゴ生産農家が生産を合理化して対応すべき問題であるとしていることである。これはリンゴ生産農家を保護すべきという立場ではないと言えるだろう。

次に、バナナの輸入自由化が始まって2年程度経過した1965年に発表された「貿易と関税」の記事や論文を二つ取り上げる。バナナの輸入自由化の国産果実への影響をどう見ているのかという視点で見ていく。

先ほども取り上げた1965年8月号の貿易と関税に記載されている岡茂男氏の論文では、バナナの輸入自由化の国産果実への影響についても述べている。その中で、岡氏は果実生産業者によるバナナ関税引き下げ反対運動の一環として1963年末に提出された「バナナの輸入量規制等に関する陳情書」（青森県）について触れている。この陳情書は、バナナの自由化によってリンゴ生産者手取り価格は23%下落しており、果実生産者は重大な脅威を受けていて将来に大きな不安を抱いており、それを放置すれば日本の果樹産業は衰微の過程をたどることを懸念して、バナナの輸入量規制と現行関税の維持を要請するというものとなっている。

この陳情書では1963年の月ごとのバナナとリンゴの数量や価格を取り上げている。バナナは9月から10月にかけて輸入量が前年比で急増する一方（6月が前年比274%、9月が576%、10月が376%）、10月には価格が急落している（6月が104円/kg、10月が79円/kg）。リンゴは数量が4月から9月までは対前年比で130～150%であったが10月には97%となり、価格は4月から9月で対前年比で84%から97%であったのが10月には73%にまで落ち込んでいる。つまり、10月には出荷量が減ったうえに価格も下がるということで、これをバナナの輸入量の増加と価格の下落の影響としている。一方、岡氏は確かに10月の状況はその通りだとしつつも、11月

以降、バナナ価格は急騰して以前の水準に戻っており、10月のみの一時的な現象であるとしている（岡, 1965: 21）。

また、陳情書では果実の国内需給面からバナナの輸入自由化の影響を推計している。細かい計算は省くが、バナナの小売り金額が 650 億円となり、これは国産果実小売り金額の 28%にあたり、消費者の支出が 28%増加しないと自由化の影響が生じると指摘している。岡氏はこれにも反論し、実際の市場供給量に占めるバナナのシェアは 12.5%でリンゴやミカンの半分に過ぎず、スイカに次いで第 4 位であるとしている（岡, 1965: 22）。筆者から見ると、この両者の数値の違いは金額と重量のどちらを基準にシェアを計算するかの違いで、議論がかみ合っていない。

さらに岡氏は、戦前のバナナの輸入が盛んにおこなわれていた時期と比較すると、輸入がさらに増えた自由化 2 年目においても、まだ戦前のシェアに至っていないことを指摘している。加えて、アメリカ、西ドイツ、フランス、イギリスの一人当たりのバナナの年間消費量が 7.1~9.8kg であるにもかかわらず、1963 年の日本では 2.7kg に過ぎないという。ただし、戦前の 1934~1936 年では 1.7kg、自由化直前の 0.9kg に比べると急増はしている。とはいえ、日本の果実生産量と消費量も急増しており、リンゴは戦前の生産量が 12 万 7000 トンであったものが 1962 年には 100 万トンに達しており、バナナの輸入増加率よりもリンゴの生産量の増加率の方がかなり高いという。また、1964 年末では、バナナの方がリンゴやミカンよりも小売価格が高く（バナナ 200~300 円/kg、リンゴ 70~100 円/kg、ミカン 110 円/kg）、国産果実はバナナとの価格競争において有利なはずであると述べている（岡, 1965: 22-23）。

岡氏は結論として、自由化以後のリンゴの価格の停滞は、バナナの輸入自由化に伴う輸入増に一因があることも事実であるが、それよりもリンゴの過剰生産とリンゴの流通機構の近代化または合理化の遅れによるところがはるかに大きいと考えられるという（岡, 1965: 22）。このように岡氏と「バナナの輸入量規制等に関する陳情書」の主張は相反するものとなっている。

## 7. おわりに

1960 年代のバナナの輸入自由化は混乱の中で進んでいった。大蔵省は、海外からの圧力を受けて自由化と関税の引き下げを行いたいと考えていたが、国内果実産業（より直接的にはその業界と関係の深い政治家）は自由化の反対や関税引き下げの反対の働きかけをしており、その妥協のもとでバナナの輸入自由化や関税率が決まっていた。

ここまで見てきたように、大蔵省の主張は月刊誌「貿易と関税」の記事や論文の中に如実に示されている。国内果実産業については、海外産の果物と国内産の果物の市場での競争を促すことで、短期的に見れば経営が苦しくなるかもしれないが、長期的に見れば経営の合理化などが進み、競争力を獲得することにつながり、生き残ることができるようになることを主張していた。自由貿易を推進する政策であり、日本の経済が成長し工業製品などの輸出が増える中で海外から日本が求められていたことでもある。

実際に欧米の関税率を比較してみると、当時の日本の関税率の異常さがわかる。柴崎・朝倉（1965: 18）には 1964 年時点での欧米各国のバナナ関税が示されており、米国は無税、イギリスは実質 13%、EEC は 20%、カナダは 8%で、日本は暫定税率が 70%であった。日本の関税率が

国際的に批判されても仕方のない状況であったと想像される。

大蔵省の立場に立っている「貿易と関税」の記事や論文には、農産物の貿易に保護主義的な立場をとる国産果実業界やその意見を代弁する政治家に対してかなり辛口の表現をしているものもある。上記のように、政治家の理不尽な介入によって関税率審議会の結論がひっくり返されたことが書かれている。

結果として、バナナの輸入自由化は当初の予定から1年遅れて実現し、関税については高い暫定税率が設定されて、さらに暫定税率を徐々に下げるという約束も1967年まで果たされることはなかったうえ、その下げ幅も小さなものとなった。バナナは、その後、季節関税の制度をとり、1989年によく特惠関税として4月から9月は10%、10月から3月は20%となり、ほぼ2025年現在の関税率となった（日本関税協会, 1989: 58）。ここでは論文の対象とする範囲を超えているので深入りはしないが、季節関税という制度は国産果実の旬の時期にバナナの輸入関税を上げ、それ以外の時期に下げるといった形をとっている。1960年代のような露骨なものではないかもしれないが、バナナの輸入における国産果実産業への配慮は現在でも継続しており、その始まりの部分を本稿では取り上げたということになると思われる。

#### 注

- 1: 1962年7月31日に、台湾でのコレラ騒動のため、台湾バナナの輸入禁止措置がとられた。この時期に入港したバナナは廃棄処分にされた（貿易と関税, 1962: 78）。
- 2: 輸入されたバナナの売買交渉は、傷みやすいバナナの性質上、貨物を引き取ったのち国内輸送とは別個に直ちに行われた。注文数、送り先等はバナナが入港する直前に決定しており、価格のみが保留されていた。もとは売買当事者が現品を見た後に価格を決定するという相対売り形式で行われていたが、1965年には売買関係者が一堂に会し、バナナの販売標準価格を決定しており、これを浜相場と呼ぶ（貿易と関税, 1965: 59）。

#### 【参考文献】

- 貿易と関税 1961. 「Trade News」『貿易と関税』9 (12): 62-63。
- 貿易と関税 1962. 「主要港の貿易動向」『貿易と関税』10 (11): 78。
- 貿易と関税 1963a. 「石油などの関税率を改正：審議会の答申まとまる」『貿易と関税』11 (2): 26-27。
- 貿易と関税 1963b. 「狙われる日本市場；バナナボートがやってくる」『貿易と関税』11 (4): 41-42。
- 貿易と関税 1963c. 「自由化と中小企業」『貿易と関税』11 (8): 42-44。
- 岩本卓也 1964. 「ナフサなど78品目の関税率を改正：関税率審議会答申、施行は四月から」『貿易と関税』12 (2): 34-38。
- 貿易と関税 1965. 「輸入商品の知識 バナナ 自由化が誘発した過当競争」『貿易と関税』13 (10): 56-59。
- 陳栄松 1971. 「日本におけるバナナの需要分析」『農林業問題研究』7 (3): 129-138。

- 松浦章 2016. 「日本統治時代の台湾産バナナの海外搬出」『關西大學文學論集』 66 (1): 25-61。
- 中村洋子 2005. 『フィリピンバナナのその後：多国籍企業の操業現場と多国籍企業の規制』七つ森書館。
- 日本関税協会 1989. 『実行関税率表 1989 年度版』日本関税協会。
- 岡茂男 1965. 「バナナ関税と産業保護政策：自由化と国内果実産業への影響」『貿易と関税』 13 (5): 19-23。
- 大橋宗夫 1969. 「昭和四十四年度関税改正の方向—関税率審議会の答申について」 『貿易と関税』 17 (3): 44-47。
- 柴崎芳博・朝倉弘教 1965. 「農産物関税とケネディ・ラウンド：国際観点に立った農政転換の必要性」『貿易と関税』 13 (8): 16-21。
- 高木和也 1967. 『バナナ輸入沿革史』日本バナナ輸入組合。
- 高木和也 1975. 『続・バナナ輸入沿革史』日本バナナ輸入組合。
- 鶴見良行 1982. 『バナナと日本人—フィリピンと日本の食卓の間—』岩波書店。
- 渡辺喜一 1962. 「第 2 次関税改正の概要：改正の意義、審議会答申、改正主要品」『貿易と関税』 10 (2): 34-37。

#### 【参考ウェブサイト】

- 大臣官房政策課食料安全保障室「食品価格動向調査(果樹)」による全国平均小売価格  
<https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/anpo/kouri/kouri/attach/pdf/kajyu-24.pdf>. 2025 年 7 月 28 日閲覧。
- e-Stat「作物統計調査、令和 5 年度果樹生産出荷統計、全国の結果樹面積・10a 当たりの収量・収穫量・出荷量の推移、出荷量」<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000040235146&fileKind=0>. 2025 年 10 月 29 日閲覧。
- FAOSTAT. <https://www.fao.org/faostat/en/#data/TCL>. 2025 年 8 月 19 日閲覧。
- 株式会社河野商店 2021. 「バナナを初めて食べた日本人は、織田信長らしい…」<https://cohnoh-show-ten.com/banana-odanobunaga/>. 2025 年 7 月 29 日閲覧。
- 日本バナナ輸入組合広報室「バナナ大学・バナナの歴史」<https://www.banana.co.jp/basic-knowledge/history/>. 2025 年 7 月 29 日閲覧。
- 日本関税協会「理事長あいさつ」<https://www.kanzei.or.jp/soshiki/02.htm>. 2025 年 8 月 16 日閲覧。
- ウィキペディア・木村幸俊 <https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%9C%A8%E6%9D%91%E5%B9%B8%E4%BF%8A>. 2025 年 8 月 27 日閲覧
- 財務省貿易統計・普通貿易統計・統計品別表  
<https://www.customs.go.jp/toukei/srch/index.htm?M=29&P=0>. 2025 年 8 月 27 日閲覧。